

令和4年3月12日

会館利用者 各位

自治会法人中和田自治会

会長 浅岡 信夫

自治会館使用料免除について

自治会館運営委員会にて以下の条件を満たす団体は令和4年4月1日より使用料を免除いたします。

・ 中和田自治会 会員で構成される団体

ただし、次の場合は有料といたします。

- ① 会員が70%未満の場合
- ② 習い事等で月謝を徴収している場合
- ③ 開催ごとに参加費を徴収している場合

会館利用申し込み時、事務局から“免除”印をもらってください。

※会館利用の注意

- 利用開始、利用終了の時間は厳守願います。
- コロナウイルス感染防止期間中は多人数での飲食は禁止といたします。

問い合わせについては下記にお願い致します

中和田自治会 事務局 小松まで

042-743-6262

以上